

連載：諸外国の植物検疫制度(3)

欧州連合(EU)の植物検疫制度

農林水産省農蚕園芸局植物防疫課

阪

むら

もとい

農林水産省横浜植物防疫所調査研究部企画調整課

内

藤

ひろ

みつ

はじめに

「国際植物防疫条約(IPPC)」の改正から、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおける「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」の合意、これに伴う植物検疫に関する国際基準の作成については、本誌6月号「FAOの動き」(農林水産省植物防疫課)に詳しく紹介されている。今回、欧州連合(EU)本部及びスペインに出張し若干の知見を得たことから、EUの植物検疫制度がこれら国際的な動きにどのように対応しているのか、輸入検疫を中心に紹介する。

I 行政組織、規則

1995年1月現在、15か国の加盟国からなる欧州連合(EU)は、一つの国と同様の行政、司法、立法の三権分立体制を取った統一を目指している。このうち行政機構として機能しているのがEU委員会である。EU委員会は、加盟国を代表する国際機構として加盟国間の調整を行い、EUの代表として域外国との交渉に当たるとともに、政策案、法案、予算案を立案し、決定後はそれを執行する責任を負っている。

また、EU委員会で立案された政策案などを最終的に決定する立法機関が、EU閣僚理事会である。理事会の決定は、各加盟国に直接適用され国内法に優先する「規則(Regulation)」, 加盟国国内法や行政規則に置き換えられ効力を発揮する「指令(Directive)」, 特定の加盟国や個人、企業を対象とする「決定(Decision)」, 法的拘束力のない理事会の意見表明ともいえる「勧告・意見(Recommendation, Opinion)」に分かれている(藤井, 1994)。

1 植物検疫に関する行政組織

EU委員会の下で行政に関する実務を担当しているのが、日本の省庁にあたる23の総局(Directorate General)である。このうち日本の農林水産省に当たるものが第6総局農業であり、植物検疫を担当する部門もここに設置されている。

The Phytosanitary System of the European Union. By Motoi SAKAMURA and Hiromitsu NAITO

また、植物検疫の分野においてEU委員会を補佐する機関として「植物検疫に関する常設委員会(Standing Committee on Plant Health)」が置かれている。この常設委員会のメンバーは、加盟国の人口により配分され、1995年1月現在15か国の代表87名から構成されている。植物検疫に関する案件は、EU委員会あるいは各加盟国からこの常設委員会に付託され、審議のうえ採決される(図-1)。

2 規則

EUの前身である欧州共同体(EC)は、1993年1月の市場統合に合わせ加盟国の植物検疫制度を統一するためその準備を進めていたが、ECの植物検疫制度の根幹をなしていた「植物及び植物生産物に有害な生物の加盟国への侵入防止措置に関する理事会指令(77/93/EEC)」の本文及び付属書を1991年から1992年の後半にかけて相次いで改正又は統合・整理し、「植物及び植物生産物に有害な生物の加盟国への侵入及びまん延防止措置に関する理事会指令(77/93/EEC)」(91/683/EECで最終改正、以下、統一指令)としてEC官報に公示した。こうしてECの市場統合に合わせて植物検疫規則が統一され、加盟国は各国の植物検疫に関する国内法を統一指令に規定された内容の枠内で整備することにより、加盟国全体が同一の基準で植物検疫を実施することとなった。

その後の統一指令の追加・改正は、理事会指令(Council Directive)あるいは委員会指令(Commission Directive)として行われ、現在に至っている。

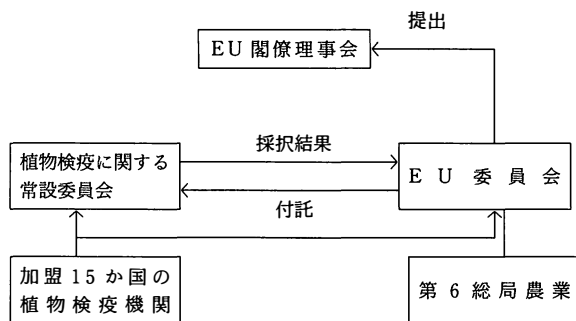


図-1 植物検疫に関する行政組織

II 病虫害危険度解析 (Pest Risk Analysis)

改正された国際植物防疫条約にある「危険にさらされている地域にとって国家経済上潜在的に重要な病虫害であって、かつ、まだその地域に分布していないかまたは広域に分布せず積極的に防除が行われているもの」という検疫病虫害の定義及び、検疫病虫害を決定するための国際基準の一つである「病虫害危険度解析 (PRA)」については、本誌 6 月号「FAO の動き」に詳しく記述されている。主要先進国においてこの考え方はすでに取り入れられ、EU においても 1993 年の植物検疫関連規則の統一以降、各加盟国の事情を勘案した病虫害危険度解析に基づき、決定された検疫病虫害に対する植物検疫を行っている。

1 検疫病虫害の決定手順

病虫害危険度解析は、病虫害の分布状況、生物学的性質及び経済的重要性などを評価し、特定の国あるいは地域における検疫病虫害を特定するとともに、その検疫病虫害に対して取るべき検疫措置を決定する手法である。EU における検疫病虫害の決定手順は以下のとおりである (図-2)。

- ① 加盟国による重要病虫害の選定
- ② 学術専門機関による病虫害の評価
- ③ ワーキンググループによる再検討
- ④ 植物検疫に関する常設委員会による採決
- ⑤ EU 理事会による承認

上記②のように、EU は対象病虫害の生物学的、経済的重要性の評価を学術専門機関に依頼している。これは、病虫害に関する専門的かつ膨大な情報が必要なためである。これら病虫害の評価を実施する学術専門機関として、英国農業省植物検疫研究施設、オランダ農業自然管

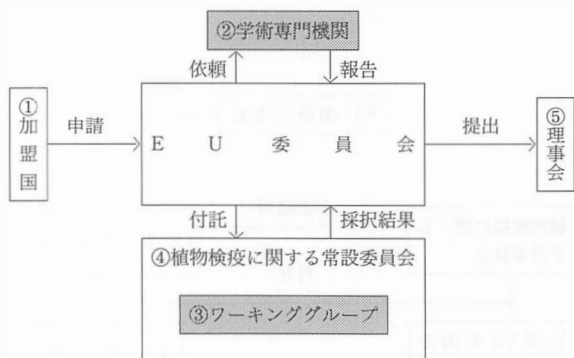


図-2 検疫病虫害の決定手順
(網掛け部分で生物学的評価を実施)

理省あるいはヨーロッパ地中海地域植物防疫機関 (EPPO)、北米植物防疫機関 (NAPPO) といった地域植物防疫機関 (RPPOs) などがある。

また、学術専門機関による評価結果は、当該病虫害に関心の深い加盟国の専門家 5~6 人により構成されるワーキンググループによって再検討される。こうして評価された病虫害は、常設委員会で採決されたのち理事会の承認を受け理事会指令となる。

2 病虫害危険度解析の方法

EU はこの検疫病虫害を決定する手法にヨーロッパ地中海地域植物防疫機関 (EPPO) の作成した病虫害危険度解析 (PRA) ガイドラインを使用している。これは現在作成中の FAO の PRA ガイドラインに準じたものであり、項目ごとに病虫害の危険性を評価し、点数化するのである。また、ワーキンググループによる再検討では、EPPO の PRA ガイドラインをさらに細分化したフローチャートを用い、各項目を加重点 (Weighting) することにより、最終的に一定得点以上のものを検疫病虫害と判断している。

3 検疫措置の決定

こうして決定された検疫病虫害に対する検疫措置は、リストとしての公表という方法をとっている。すなわち統一指令の付属書 I~V がそれに該当する部分であり、以下のように構成されている。

付属書 I : 侵入及びまん延を禁止している有害動植物

付属書 II : 特定の植物に付着していた場合侵入及びまん延が禁止される有害動植物

付属書 III : 輸入を禁止している植物類

付属書 IV : 輸入に当たって特別の条件を課している植物類

付属書 V : 植物検疫証明書の添付を必要とする植物類

このうち I 及び II が EU の検疫病虫害であり、III は検疫病虫害が付着する可能性があることから輸入を禁止する植物類、IV は条件を付して輸入を認める植物類とその要求事項、V は輸出国において植物検疫証明書の添付を必要とする植物類である。

このように EU は、検疫病虫害及び植物類の輸入条件をリストとして公表することにより、検疫病虫害の侵入の危険性を回避し、輸入時点における検疫上のリスクの低減及び負担の軽減を図っている。

III 輸 入 検 疫

前述のように病虫害危険度解析により検疫病虫害を決定している EU の輸入検疫は、統一指令付属書 I~V に記載された検疫病虫害及び植物類を対象に行われてい

より検疫病害虫が駆除された場合認められる。このとき EU 特有の制度として、プラントパスポートの発行が行われる。これは、統一指令第 6 条「EU 域内の移動の条件」及び第 10 条「プラントパスポートの発行」に規定されている。このプラントパスポートは、人間のパスポート（旅券）にあたるもので、これが添付されている植物類は、特定の病害虫が未発生で、侵入した場合定着の可能性がある地域（保護地域：Protected zone）を除き、EU 域内を自由に移動することが可能であり、加盟国間国境における検疫を不要にしている。

また、このプラントパスポートは EU 域外から輸入された植物の域内移動のみならず、EU 域内で生産された植物の域内移動の際にも、添付が要求される。

3 隔離檢疫

統一指令の中には隔離検疫に関する規定はない。これは、生産地における検疫措置を重要視する EU の基本方針に則ったものと考えられる。しかし、スペインにおいては特定の果樹・花卉の苗木について隔離検疫を実施している。これは、統一指令第 14 条「規制緩和措置」の適用が考えられる。この規定によれば、EU 委員会への通報の義務はあるものの加盟国独自の判断により、試験研究用あるいは品種選抜用の植物など特定の事例について検疫病害虫のまん延の危険性のないことを条件に、輸入禁止などの措置からの緩和措置を取ることが可能である。したがって、この検疫病害虫のまん延の危険性のないことを確認するため隔離検疫を行っているものと考えられる。今回この規制緩和措置について、詳細に調査することはできなかったが、スペイン以外の加盟国においても同様の事例のあることが推測される。

4 検疫病害虫が発見された場合の措置

輸入検査の結果、検疫病害虫が発見され不合格となった植物類に対する措置として、返送、廃棄、くん蒸、温湯処理、加工消毒がある。これらの措置は、発見された検疫病害虫の種類、植物の種類・用途を考慮して加盟国の判断により選択され命じられる。スペインの場合、くん蒸はナッツ類、乾燥果実、ニンニクなどの品目に限られ、生鮮果実、野菜については返送を命じている。

5 輸入の制限

検疫害虫の侵入の危険性を減らす手段として、輸入数量の制限、輸入港の制限、輸入時期の制限などがあるが、EUとして実施しているのは灰星病 (*Monilinia fructicola*) を対象に、特定の時期に生産されたサクラ属の果実に特別の条件を要求している事例のみである。



こうして検疫病害虫を定め、植物類の輸入に関する条

— 25 —

件を公表している EU であるが、新たな病害虫の危険性について対処するために統一指令第 15 条「有害生物が発生した場合の措置」の規定がある。この規定により加盟国は、有害生物の侵入またはまん延の切迫した危険に対して緊急の検疫措置を取ることが可能である。

IV 加盟国間の植物検疫制度の調和

このように、統一された EU において実施されている植物検疫であるが、1993 年の統一から 2 年を経た今もお加盟国間の植物検疫制度の調和のための努力が続けられている。

1 コンピュータネットワークによる情報提供

統一指令の改正に関する理事会指令あるいは委員会指令、各種検査マニュアル、検疫病害虫に関するデータの検索及び返送を命じられた荷口の詳細などの情報を、加盟国間でやりとりするコンピュータによるネットワークであり、Euro Phyto System と呼ばれている。

2 各種マニュアルの作成

加盟国における検査手法、検疫措置などを統一するため、植物の種類ごとに検査抽出、検査手法、検査の要点などを記載した検査マニュアル及び輸入禁止植物を試験研究用に輸入する場合の要件を記載したマニュアルを作成中である。現在ジャガイモの輪腐病 (*Clavibacter michiganensis* ssp. *sepedonicus*) に関する検査マニュアルが完成している。

3 加盟国に対する EU 委員会の監査制度

EU 委員会から任命された加盟国の植物検疫担当者が

他の加盟国に派遣され、植物検疫の実施体制、統一指令との整合性、検査官の資質などを監査する制度を検討中である。

4 検査官の相互交換制度

加盟国間で検査官を交換し、派遣された検査官は相手国の植物検疫機関に配属され、相手国の植物検疫機関の一員として検疫業務に従事しながら植物検疫に関する資料、データを閲覧することができる。

お わ り に

以上、EU の植物検疫制度を輸入検疫を中心に述べてきたが、今回得られた情報は必ずしも十分なものとはいえず、不明確な部分が残っている。特に加盟国が独自に判断し行っている部分、病害虫危険度解析の詳細などについてはさらに調査する必要がある。しかし、EU が検疫病害虫の概念を導入し、検疫病害虫に対する植物検疫を実施している点は、わが国の植物検疫制度と大きく異なるものであることを理解していただければ幸いである。

最後に、今回植物検疫制度に関する調査の機会を得たことを感謝する。

引 用 文 献

- 1) 藤井良広(1994): EU の知識, 日経文庫, 東京, pp. 63~91.

本会発行の最新図書

植物保護ライブラリー 『虫たちと不思議な匂いの世界』 (シリーズ第3弾)

農学博士 玉木佳男 著

B6判 本文 187 ページ

定価: 1,300 円 (本体 1,263 円) 送料 240 円

虫たちのコミュニケーションの手段としてのことば—匂いを研究することによって、虫の行動を制御し、農作物への被害を少なくする。この方面での世界的な権威である著者に、虫と匂いをめぐる研究の進展・苦労話を、誰にでもわかりやすく読み物として書き下ろしていただいた書。

お申し込みは、直接本会出版部に申し込むか、お近くの書店で取り寄せて下さい (出版社コード: 88926)。

社団法人 日本植物防疫協会

〒170 東京都豊島区駒込 1-43-11

TEL: (03)3944-1561 FAX: (03)3944-2103